

## ◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

2006.12.1 発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第43号

ケアマネ  
SAPPORO

## 主任介護支援専門員制度の導入について

北海道保健福祉部福祉局介護保険課 今川 洋子

介護保険制度が施行されて6年が経過し、制度の要となる「主任介護支援専門員」については、利用者への自立支援に向けたケアマネジメントを提供するという観点から、ケアマネジメントプロセスの着実な実施、サービス調整機能の充実など業務に直結した研修の充実や強化といった課題があり、また、介護支援専門員は熱意を持って働きながらも、自分の力量に不安があると感じている者も多いことから、介護支援専門員の資格・研修システム、地域や職場での指導・助言体制から、雇用・労働環境のあり方、事業所管理者のあり方なども含めて、検討が求められていました。今般の介護保険法の改正においても、介護支援専門員に関しては、更新制の導入や研修体系の見直し等内容も大きく見直しが見られたところであります。

これまで、介護支援専門員は、玉石混交の状況にあるといわれており、優れた介護支援専門員が評価され、他の介護支援専門員を支援する仕組みが何より必要でした。

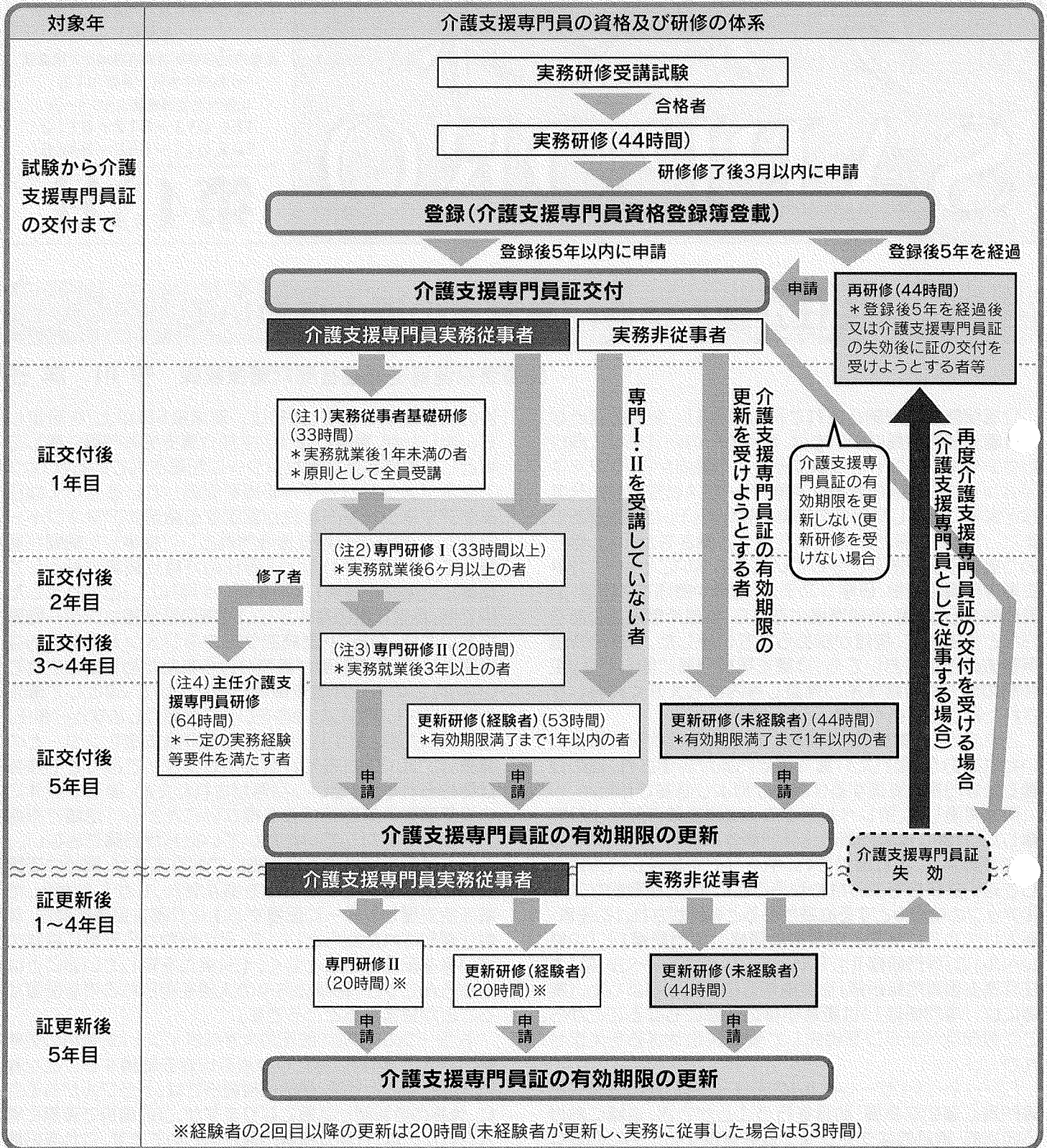
研修見直しは、国レベルで中央の学識経験者等により設置した「介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関するワーキング委員会」により検討され、キャリアや業務レベルに応じて適切な研修を組み合わせることにより、段階的なスキルアップの仕組みとする必要があると報告がされ、「初任者・新人レベル」は「実務従事者基礎研修」「専門研修Ⅰ」、「中堅レベル」は「専門研修Ⅱ」、「スーパーバイザーレベル」は「主任介護支援専門員研修」を実施することになりました。（実際には、「専門研修Ⅰ」は更新研修の一部にもなることから、ここ数年はベテランを優先して受講決定せざるをえませんが、...）

「スーパーバイザーレベル」のイメージは、他の介護支援専門員に適切な指導・助言を行うことができ、地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整や、さらに事業所における人事・経営管理、利用者の視点に立つてフォーマルなサービスやインフォーマルなサービスの質・量を確保し、改善できるレベルを想定しています。受講にあたっては、「主任介護支援専門員」が相当の知識と経験、指導力が求められることから、介護支援専門員としての相当の実務経験を有し、専門研修Ⅰ及びⅡを履修した後に、「主任介護支援専門員研修」を受講することを要件としています。その相

当の実務経験として、当初は、「就業後5年以上」を想定していましたが、実際には、『①主任介護支援専門員に準じる者として地域包括支援センターに配置されている者。②ケアマネジメントリーダー研修を受講しているもしくは日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上③専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上』とされました。中でも、経験年数の条件がない地域包括支援センター職員においては、包括的・継続的ケアマネジメントの中核的な役割として、その配置が義務付けられたため対象とされています。この主任介護支援専門員について、道として厚生労働省に対し照会した内容をいくつか紹介しますと、「専任」は「常勤専従を指す」もので、「在宅介護支援センターとの兼務」については「在宅介護支援センターであっても兼務は認められない」という回答がされたため、厳しい要件により受講要件を認めざるを得ないことから、「地域で指導的な役割を果たしていただいていた方が受講できない。」という矛盾を指摘する声が届いておりますが、現行の受講要件により認めていかざるを得ません。しかしながら、地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員は、年数が緩和されたからといって、その役割から安易に経験の浅い者を配置することなく、十分実力を有していることはもちろんですが、地域の方々の人望を得られる者を配置することが望まれるところです。

もう一つの、今回の改正の大きなポイントは、資格の更新制の導入と、更新にあたり必要な研修を受講することが義務化されたことです。他の各種資格では、トラブルがある度に、免許の更新制が話題になりますが、公的資格で実際に導入されたのは、介護支援専門員がはじめてです。これを好機と捉えるような気分や業務の余裕も無いでしょうが、時がたてば、他の専門職から群を抜いて、最新の知識やキャリアを有する職能集団となるのではないのでしょうか。大きな期待を持っています。地域のケアマネジメントのトップランナーであり、人生のサポーターである介護支援専門員の研修を担当させて頂くことは、私自身にとっても日々背筋が伸びる想いです。今後とも、現場の実態のご教授や、研修内容等に対する建設的なご意見をいただけると幸いです。

## 介護支援専門員の資格及び研修の体系



**【備考】**

\* 介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員の業務を行うと登録が取り消されます。ただし、平成17年度までに介護支援専門員として登録された者は、平成18年4月1日に介護支援専門員としてみなされています。みなしの有効期限の満了後も、介護支援専門員として実務に就くためには、更新することが必要であり、交付後1年目以降と同様の研修を受講することになります。

\* 従事しない者は、更新研修を受けなくても登録は継続されます。

(注1) 介護支援専門員実務従事者基礎研修は、平成18年4月1日以降に介護支援専門員業務に従事した者が対象。

(注2) 平成15年～17年度の間介護支援専門員現任研修の基礎課程の修了者は、「専門研修I」の課程の修了者とみなす。

(注3) 平成15年～17年度の間介護支援専門員現任研修の専門課程の修了者は、6時間免除可能。

(注4) 要件 ①地域包括支援センターに配置されている者

②ケアマネジメントリーダー養成研修を修了もしくは認定ケアマネジャーで専任の介護支援専門員として従事した期間が3年以上の者

③専任の介護支援専門員として従事した期間が5年以上の者

## 札幌市からの情報提供

### 介護予防サービスの実施上の留意事項について

#### 1 趣 旨

- 本年4月に施行された改正介護保険法により、新たな介護予防サービスが導入されたが、この介護予防サービスにおいては、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)による新たな目標志向型のケアマネジメント、介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションに対する定額制介護報酬など新たな手法によるサービス提供が導入されたところである。
- こうした新たな手法によるサービス提供の実施に際し、特に留意すべき点について次のとおり取りまとめたので、管下の介護予防サービス事業者、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)に対し、周知を図るとともに、適正な運用の徹底を願いたい。

#### 2 介護予防訪問介護に関する留意点

##### (1)サービスの提供方法

- 介護予防サービスの提供に当たっては、目標を設定し、サービス担当者会議等を適切に開催することにより介護予防サービス事業者と目標を共有した上で、利用者ができる行為は可能な限り本人が行うよう配慮しなければならないこととされているが、こうした点を踏まえ、月単位の定額制サービスが導入された介護予防訪問介護については、主に次の点で、従前の訪問介護サービスと取扱いが異なること。
  - ① 介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)においては、目標や方針、サービス類型の区分のみを定めることとし、従前のように提供回数や時間、サービス提供スケジュールなどを詳細に定めることは求められないこと。したがって、介護予防訪問介護の場合、介護予防訪問介護(Ⅰ)～(Ⅲ)のうちいずれの区分を適用するかを決定し、サービス提供に当たっての配慮事項等を介護予防サービス事業者に伝達するものであること。
  - ② 具体的なサービス提供方法や回数は介護予防サービス事業者が利用者の状況や目標の達成度を踏まえて、柔軟に決定するべきものであること。したがって、利用者の状態の改善や利用者の自立が進み、訪問介護員が実施していた家事を本人自らが行うようになれば、結果的に当初の想定

よりもサービス提供の回数や時間が少なくなることが想定されるが、この場合については、サービス提供量が減ったとしても適切なサービス提供による効果であると評価できること。

- ③ しかしながら、利用者の状況や目標の達成度を踏まえない一律のサービスカット、利用者の状態がなんら変化していないにもかかわらず、一方的にサービス提供の回数や時間を減らす「過少サービス」や、例えば、第1週から4週まで週1回一律時間のサービスを提供し第5週は一律にサービス提供をしないといった、利用者の状況を踏まえない「画一的なサービス」を提供すること等は、いずれも不適正なサービス提供であり、是正指導の対象となるものであること。
- ④ 定額報酬については、平均的なサービス提供時間等を基に報酬水準を算定したものであるが、個別の利用者に対するサービス提供時間については、平均にとられて画一にすべきものではないこと。したがって、個別の利用者についてみた場合、結果的にサービス提供時間が平均よりも多い場合や少ない場合がありうるが、いずれにせよ、個別の利用者の状況等に応じた必要なサービス量を提供することが求められるものであること。
- なお、以上のように、サービス提供について、従前の介護給付との相違はあるものの、介護予防訪問介護サービスについても、適正なケアマネジメントの結果、必要と判断される家事援助的なサービスは認められるものであり、例えば、利用者が、可能な限り、自ら家事等(掃除、買い物、調理等)を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性について考慮した上で、個別のケアマネジメントによる判断を経てその必要性が認められれば、介護予防訪問介護サービスが提供されるものであること。

#### 3 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションに関する留意点

##### (1)サービスの提供方法

- 介護予防サービスの提供に当たっては、目標を設定し、サービス担当者会議等を適切に開催することにより介護予防サービス事業者と目標を共有

した上で、利用者ができる行為は可能な限り本人が行うよう配慮しなければならないこととされているが、こうした点を踏まえ、月単位の定額制サービスが導入された介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションについては、主に次の点で、従前の通所介護・通所リハビリテーションと取扱いが異なること。

- ① 介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)においては、目標や方針のみを定めることとし、従前のように提供回数や時間、サービス提供スケジュールなどを詳細に定めることはせず、サービス提供に当たっての配慮事項等を介護予防サービス事業者に伝達するものであること。
- ② 具体的なサービス提供方法や回数は介護予防サービス事業者が利用者の状況や目標の達成度を踏まえて、柔軟に決定されるべきものであること。
- ③ したがって、利用者の状況や目標の達成度を踏まえない一律のサービスカット、利用者の状態がなんら変化していないにもかかわらず、一方的にサービス提供の回数や時間を減らす「過少サービス」や、例えば、第1週から4週まで週1回一律時間のサービスを提供し第5週は一律にサービス提供をしないといった、利用者の状況を踏まえない「画一的なサービス」を提供すること等は、いずれも不適正なサービス提供であり、是正指導の対象となるものであること。
- ④ 定額報酬については、平均的なサービス提供回数・時間等を基に報酬水準を算定したものであるが、個別の利用者に対するサービス提供回数・時間については、平均にとらわれて画一にすべきものではないこと。したがって、個別の利用者についてみた場合、結果的にサービス提供回数・時間が平均よりも多い場合や少ない場合がありうるが、いずれにせよ、個別の利用者の状況等に応じた必要なサービス量を提供することが求められるものであること。

#### 4 介護予防支援事業所によるチェックの徹底

- 介護予防サービス提供の状況については、介護予防支援事業者(地域包括支援センター)が確認しなければならないが、利用者の状態等を踏まえない過少サービスや画一サービス等の不適正なサービスが行われている場合には、これを迅速に把握し、早急に介護予防サービス事業者と調整のうえ、適正なサービス提供がなされるよう措置を講じなけれ

ばならないこと。なお、介護予防支援事業者(地域包括支援センター)は、ケアマネジメント担当機関として、少なくとも次の機会を活用するなどにより、介護予防サービス事業者によるサービス提供が適正になされているのかを常に把握しなければならないこと。

- ① 介護予防サービス事業者によるサービス提供状況や利用者の状態等に関する月に1度の報告(介護予防支援等の運営基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「支援基準」という。)第30条第12号)
  - ② 利用者及びその家族、介護予防サービス事業者等と継続的に行われるモニタリングの際の情報(支援基準第30条第15号)
  - ③ 事後の評価の際に得られる情報(支援基準第30条第14号)
- また、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)が是正のための調整を講じても改善が図られない場合にあっては、保険者や指定事業者に対する指導監督権限を有する都道府県等と連携し、保険者や都道府県等において更なる改善措置を図ることが求められること。

#### 5 介護予防支援における利用者の居宅の訪問について

- 介護予防支援の際、利用者の居宅の訪問については、原則としてアセスメント時及びサービス評価期間終了月並びにその間の3ヶ月に1回は少なくとも実施する必要がある旨を定めたところである(第1回会議資料参照)
- この点に関し、アセスメント時に利用者の居宅を訪問し、その翌月からサービス提供を開始する場合については、アセスメント時に利用者の居宅を訪問すれば、その翌月(サービス提供開始月)の訪問は不要である(すなわら、アセスメント月とその翌月の2ヶ月連続した訪問が必要なわけではない)。
- 本年9月8日付けで支援基準が一部改正されたところであるが、この改正は、従前よりお示ししてきたこうした点を明確化するものであり、利用者の居宅訪問に関する方針を変更するものではない。

##### 〔参考例〕



## 介護予防サービスの枠組み

- 介護予防サービス計画に設定された目標に基づき、サービス提供事業者が利用者の状況を踏まえ個別サービス計画を策定し、サービスを実施。
- 地域包括支援センター(介護予防支援事業者)はサービスの実施状況を確認。
- 必要があれば、サービス事業者の指導監督を行う都道府県・市町村と連携して対応。

### ■地域包括支援センターによるサービスの実施状況確認

利用者の状態を把握し、それに応じた適切なサービスになっているかを確認

### ■必要に応じ、事業者から状況を聴取。改善の必要があれば事業者と調整

- 過少サービスになっていないか
- 目標達成に即した適切なサービス内容になっているか
- 画一的なサービス提供となっていないか

**都道府県**  
(指定事業者の指導監督を担当)  
**市町村**

是正指導

必要に応じ連携・協力

**サービス事業者**

**地域包括支援センター**  
(介護予防支援事業所)  
ケアマネジメント担当

実施状況報告(月1回)

③ サービスの提供  
② 個別サービス計画作成

### ① 介護予防サービス計画(ケアプラン)作成

目標を設定し、ケアカンファレンスを経て、その達成に向けたサービスメニューを決定  
(具体的な提供回数など詳細な実施方法はサービス事業者の定める個別サービス計画に依拠)

○ケアプランで定められた目標を踏まえ、具体的な個別サービス計画を策定  
○利用者の状況に応じて、自立支援に資するサービス提供を実施  
(例:家事援助の場合、本人ができる行為は可能な限り本人が実施等)

訪問等による把握  
モニタリング・評価

**利用者**

# ケアマネ 日誌 ②7

社)北海道総合在宅  
ケア事業団  
札幌中央ケアプラン  
相談センター  
長野 玲子

18年度の介護保険制度改革に伴い、介護支援専門員の資格・研修体系が見直され、10月から、専門研修・基礎研修が始まりました。私自身も激しい倍率の中、研修受講させていただきました。(ハードなスケジュールに身も心もぼろぼろになりながらの研修でした…)

研修を受けながら、今までケアマネジャーとして、かかわっている人達からたくさんの教を振り返ることができ、心に残る言葉の一部を名言集?としてご紹介したいと思います。

## 【利用者・家族様】

- 区分限度額を残さず使いたい!残して死んだら、笑われる!
- ケアマネジャーに自分の生活すべてを任せているんだから!自分のすべてをわかってほしい。
- 自分の個人情報伝えるのだから、サービス提供者の個人情報も教えて。
- あれこれ言わなくても、自分がしてほしいことを察しててきばきとやってほしい!

- 介護保険料を払っているのにサービス利用時にまだお金をとるの?
- 介護している家族には、お金はいくらもらえるの?
- できるだけ、自分のことは自分でやりたい!ほんとうにできないことだけ、手伝って。
- サービスうけてから、本当に助かった。みんないい人ばかりで、どの人もきてくれると明るくなれる。
- 一人で悩んでいた。先が見えなくて死にたくなっていたが、相談にのってもらい、また元気に介護できる。

## 【サービス事業所様】

- 介護を拒否するので、サービス利用をお断りしたい。
- 信用されないなら、これ以上サービスを継続することはできない。
- どんな利用者様でも、自社のサービスを断れない限りお引き受けいたします。

などなど、ここでは書ききれないほどのお言葉を思い出し、自分のかかわりの振り返りと課題を改めて実感しました。これからも貴重な名言を学びとしながら、明るく・元気に訪問しよう!と考えています。

# トピック コーナー

小規模多機能型居宅介護事業所は、  
平成18年10月1日現在で、札幌市内に5か所設置されております。

No.	事業所名称	運営主体	郵便番号/所在地	電話/FAX
1	ほくおう 花	株式会社 ほくおうサービス	〒064-0953 中央区宮の森3条12丁目1番5号	TEL 611-1500 FAX 611-1600
2	支心	有限会社 支心	〒001-0021 北区北21条西7丁目2番14号	TEL 738-7640 FAX 738-7641
3	コムスンの やわらぎ札幌屯田	株式会社 コムスン	〒002-0855 北区屯田5条3丁目2番9号	TEL 771-6961 FAX 771-6962
4	「ごきげん」福住	社会福祉法人 ノテ福社会	〒062-0042 豊平区福住2条9丁目1番32号	TEL 859-5850 FAX 857-6767
5	さくら丘	株式会社 北海道福祉事業協力会	〒063-0003 西区山の手3条4丁目2番10号	TEL 374-8705 FAX 374-8705

## 平成18年度北海道主任介護支援専門員研修 募集要綱

### 《目的》

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得することを目的とします。

### 《主催》北海道

### 《受講対象》

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。ただし、以下の①～③のいずれかに該当し、かつ今年度既に開催した専門研修課程Iの修了又は平成15年度から17年度の現任研修の基礎課程(I又はII)の受講者で、専門研修課程IIを修了していることが必要です。また、原則として北海道で登録している方が対象です。

- ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60か月)以上ある者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
- ② 「ケアマネジメントリーダー研修」を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36か月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
- ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者もしくは配置が予定されている者

《研修時間》64時間(前期41時間・後期23時間)

### 《日程・会場・受講定員(札幌)》

コース	定員	開催日	会場	コース	定員	開催日	会場
S-1	130	前期	平成19年1月24日(水)～ 平成19年1月28日(日)	S-2	150	前期	平成19年2月14日(水)～ 平成19年2月18日(日)
		後期	平成19年2月7日(水)～ 平成19年2月9日(金)			後期	平成19年3月3日(土)～ 平成19年3月5日(月)
			札幌市生涯学習総合センターちえりあ				北海道自治労会館
			第二北海道水産ビル				（財）北海道教育会館 ホテルユニオン

《受講料》無料(別途テキスト代金がかかります。)

### 《申込み》

受講申込書、実務経験証明書に必要事項を記入の上、該当する研修の修了証明書等必要書類の写しを添付し、北海道保健福祉部福祉局介護保険課へ申し込んで下さい。  
専門研修課程を修了していないが、受講決定されている場合は受講決定の写しを修了書の代わりに添付すること。なお、申込み締切りは12月22日(金)迄(必着)

### 《申込先》

北海道保健福祉部福祉局介護保険課 保険運営グループ  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
☎(011)204-5275

### 《受講決定》

受講申込書及び実務経験証明書の内容を確認の上、受講決定し、受講者本人に通知します。

### 《注意事項》

遅刻・途中退出された場合は修了証明書を発行できません。やむを得ぬ理由で一部の課目が受講できない場合は、他コースの当該部分と受講調整し、全ての課目を修了した場合に修了証明書を発行します。

### 《事務局》

社団法人北海道総合研究調査会  
〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館3階  
☎(011)222-3669

## 成年後見制度活用講座

北海道社会福祉士会では、成年後見制度の普及、啓発を図り、制度の活用を進めるために標記講座を開催いたします。ふるってご参加ください。

《主催》北海道社会福祉士会

《日時》平成19年1月7日(日) 9時30分～16時20分

《会場》札幌市社会福祉総合センター4階 大研修室  
(札幌市中央区大通西19丁目1-1)

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をお使いください。

### 《参加対象》

成年後見制度に関心のある方ならどなたでも参加できます。

《定員》200名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

《参加費》2,000円

(テキスト代等。北海道社会福祉士会会員は1,000円)

※当日、受付でいただきます。昼食は各自でご用意ください。

### 《日程》

9:00 9:30 9:40 11:10 12:10 13:10 14:10 15:10 15:20 16:20

受付	挨拶	講義①	講義②	昼食	講義③	講義④	休憩	講義⑤
----	----	-----	-----	----	-----	-----	----	-----

### 《内容》

講義①「福祉サービスの利用と成年後見制度」(9:40～11:10)

北海道大学大学院法学研究科教授 倉田 聡氏

講義②「成年後見制度の概要と申立状況、申立方法について」  
(11:10～12:10)

札幌家庭裁判所主任書記官 小澤 良平氏

講義③「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度」(13:10～14:10)

北海道社会福祉士会相談役 白戸 一秀氏

講義④「成年後見人の職務と実際」(14:10～15:10)

北海道社会福祉士会理事 柏 浩文氏

講義⑤「遺言書の作成と任意後見の実際」(15:20～16:20)

司法書士・社会福祉士 松下 真一氏

### 《申込方法》

所定の申込用紙を12月22日(金)までに下記あてにFAX等にて送付ください。

### 《申込・問い合わせ先》

北海道社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ北海道」  
札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2階  
☎(011)717-6886 FAX(011)717-6887

# 掲示板コーナー

日時末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

## ● 中央区支部定例会

日時▶12月18日(月)18時30分~《※》  
会場▶札幌市社会福祉総合センター  
テーマ▶「自立支援法について」  
講師▶社会福祉法人札幌この実会 中央区サポートセンター  
相談室 ぼぼ 大久保 薫 氏  
問い合わせ先▶中央区社会福祉協議会  
☎231-2400

## ● 北区支部定例会

日時▶①12月9日(土)10時00分~13時00分《※》  
②1月10日(水)18時30分~  
会場▶①札幌サンプラザ 1階広場  
②北区民センター  
内容▶①ボランティア展2006内での介護相談  
②情報交換会  
テーマ▶②「日常のケアマネ業務の効率化について」  
問い合わせ先▶北区社会福祉協議会  
☎757-2482

## ● 東区支部定例会

日時▶1月17日(水)18時30分~《※》  
会場▶東区民センター  
テーマ▶「実施指導における現状と課題」  
講師▶未定  
問い合わせ先▶東区社会福祉協議会  
☎741-6440

## ● 白石区支部定例会

日時▶①12月5日(火)18時30分~《※》  
②1月16日(火)18時30分~《※》  
会場▶①②白石区民センター  
内容▶②白石区ケアプラン指導研修会  
テーマ▶①-1「安心ネットワーク事業について」  
①-2「障害者自立支援法について」  
②「高齢者虐待とケアマネジャーの関わり」  
講師▶①-1 NPO法人シーズネット 事務局  
①-2 白石区保健福祉課保健福祉係  
問い合わせ先▶白石区社会福祉協議会  
☎861-3700

## ● 厚別区支部定例会

日時▶①12月6日(水)18時30分~《※》  
②1月16日(火)18時30分~  
会場▶①②厚別区民センター  
内容▶①厚別区ケアプラン指導研修会  
テーマ▶①「高齢者虐待とケアマネジャーの関わり」  
②未定  
講師▶②未定  
問い合わせ先▶厚別区社会福祉協議会  
☎895-2483

## ● 豊平区支部定例会

日時▶12月13日(水)18時30分~《※》  
会場▶豊平区民センター  
内容▶豊平区ケアプラン指導研修会  
テーマ▶「高齢者虐待とケアマネジャーの関わり」  
問い合わせ先▶豊平区社会福祉協議会  
☎815-2940

## ● 清田区支部定例会

日時▶1月24日(水)18時30分~《※》  
会場▶清田区総合庁舎  
テーマ▶「小規模多機能について」  
講師▶未定  
問い合わせ先▶清田区社会福祉協議会  
☎889-2491

## ● 南区支部定例会

日時▶1月16日(火)18時30分~《※》  
会場▶南区民センター  
テーマ▶「自立支援法について(仮)」  
講師▶未定  
問い合わせ先▶南区社会福祉協議会  
☎582-2415

## ● 西区支部定例会

日時▶①12月6日(水)18時30分~《※》  
②1月16日(火)18時30分~《※》  
会場▶①②西区民センター  
内容▶①西区ケアプラン指導研修会  
②認知症の事例検討  
テーマ▶①「高齢者虐待とケアマネジャーの関わり」  
問い合わせ先▶西区社会福祉協議会  
☎641-2400

## ● 手稲区支部定例会

日時▶1月19日(金)18時30分~  
会場▶未定  
内容▶会員交流会  
問い合わせ先▶手稲区社会福祉協議会  
☎681-2400

※なお、各区のケアプラン指導研修会につきましては、参加対象は札幌市内の居宅介護支援事業所、グループホーム、介護保険3施設に勤務する介護支援専門員及び地域包括支援センターに勤務する職員となりますので、ご了承ください。

## 「ケアマネメール相談室」ご利用下さい!!

介護支援専門員として働いていて、適正な給付管理や介護報酬の解釈などで、ふと疑問に思うこと、介護支援専門員の仕事はしていないけどケアマネジメントのことで聞いてみたいことなどEメールで気軽に相談できるよう、本会会員のための相談室を昨年9月から開設していますので、ご利用下さい。

相談を希望する方は、氏名、所属、会員番号を明記の上、相談内容を簡潔にまとめ、Eメールして下さい。

Eメールアドレスは、

「caremanager@sapporo-shakyo.or.jp」

です。お気軽にご相談下さい。